

医事紛争のしおり

昭和20年代に岡山県であった 医療行為に関する判例

判例に基づいた、例の解説をとの希望があり、顧問弁護士の先生に聞くと要望があれば、それにあった症例を探しますとのことでしたが、我が家の本棚を見ていると「判例医療過誤」医療判例研究会 新日本法規出版社という判例集を見つけました。

その中より第1編 第1章診療行為で取り上げられている例は広島高裁岡山支部昭和29年4月13日判決例で「医行為とは、主観的には疾病治療を目的とし、客観的にはその方法が現代医学に基づき診断治療可能である行為をいう」とあり、興味があったので、今回はこの判例を取り上げました。

内容は被告人は医師でないのに拘わらず、被診察者に対し自身の右示指をその眼前に突出してこれを凝視させながら上下左右に動かし病状の診断をした。

ここに医療行為とは人の疾病治療を目的とし現時医学の是認する方法により診察、治療をなすこと、換言すれば主観的には疾病治療を目的とし客観的にはその方法が現代医学に基づくもので診療治療可能のものたるを要すると解される。

そこで被告人の判示行為が所謂医療行為として認められるかどうか？

被告人は病気に悩む人より金銭を搾取しようとして、その手段として上記の診断類似行為をなし、この病気にはこの薬が特効薬であるからこれを飲めば必ず治るといい、なんら薬剤的効果の無い焼骨粉を「この薬はうなぎの生胆、蝮、赤蛙、朝鮮人参、猿の脳味噌、鹿の角等を蒸し焼きにした高貴薬である」と偽って相手方をその旨誤信させ薬代として金銭を搾取しようとしたものである。

結論として、この行為は医療行為とは認められないとした判決で、昭和29年に岡山で、今から60年前にこのようなことでも裁判が行われたが、最近でも同様なことが起こりえるとも考えられる。現在から見ると、不可解な判例である。

(文責 中村理事)